相続不動産トラブルのLINE相談サービスを開始



相続不動産の売買仲介を行うCENTURY21 中央プロパティー(代表:松原昌洙、本社: 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号)は、2023年11月1日 より相続不動産トラブルのLINE相談サービスを開始します。

▼株式会社中央プロパティー https://www.chuou-p.co.jp/

【背景・概要】

中央プロパティーは、相続不動産を専門に扱う不動産仲介会社です。

故人から受け継いだ相続財産の中に、不動産が含まれるケースは多いですが、現預金とは異なり 、相続人同士での分割方法が難しいという特徴があります。

そのため、相続トラブルに発展しやすく、当社へのご相談件数も年々増加しています。

一方、相続トラブルの内容は、親族間のセンシティブな情報を含むため、適切な相談先を探し、 実際に相談するまでには、大きな心理的ハードルがあります。

当社は、これまで電話でのご相談をメインに受け付けておりましたが、顧客心理に寄り添った気軽に相談できる環境を構築すべく、『相続不動産のLINE相談窓口』を開設しました。

【サービスの特徴】

■LINE対応は相続不動産のプロフェッショナル集団

「電話での問い合わせは勇気がいる…。」

「LINEで気軽に相談ができたらな…。」

「匿名で相談したい」

このようなお客様の声に応え、当社のLINE相談は匿名でもご利用いただけます。

LINEの対応をするのは、当社の専属相続アドバイザーで、これまで多くの相続不動産トラブルを解決してきた経験があるため、個々のケースに応じて最適な解決策をご提案いたします。

一次的な受付窓口ではなく、相談アドバイザーにLINE上で直接相談ができるため、スピーディなトラブル解決が可能です。

■ご相談は無料・土日祝も対応しています

【費用】無料

【個別相談対応時間】9:00~19:00 (土日祝も対応) ※対応時間外は、翌営業日にご返信いたします

【不動産対象エリア】全国対応

【ご相談窓口一覧】

■共有持分

https://lin.ee/rHmLyE4

※ご相談先が不明な場合は、共有持分窓口をご利用ください。

■借地権

https://lin.ee/56aaeo0

■相続登記

https://lin.ee/toDpV1Q

■底地

https://lin.ee/P0vvr0X

<サービス概要>

当社CENTURY21 中央プロパティーは相続不動産の売買に関する専門企業です。

不動産の相続時、しばしばトラブルとなる共有持分、借地権、底地の課題解決と売買を専門に取り扱っております。

時代とともに多様化するライフスタイルに合わせて、私たちはお客様の声を事業の芯に置き、変化し続けるニーズにお応えすべく多彩な取り組みを積極的に進めて参ります。

■相続不動産専門メディア やさしい共有持分

https://www.c21-motibun.jp/

■相続不動産専門メディア やさしい借地権

https://www.century21-sell.jp/

■会社概要

会社名 :株式会社中央プロパティー(英語名:Chuo Property Co.,Ltd)

代表取締役:松原昌洙

所在地 : 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号 丸の内北口ビルディング23F

事業内容 : 不動産エージェント事業

不動産ソリューション事業

不動産流動化事業

ファシリティマネジメント事業

建築企画・設計・監理事業

資本金 : 8,000万円

公式サイト:https://www.chuou-p.co.jp/

Generated by ぷれりりプレスリリース

https://www.prerele.com